

令和3年9月6日

三次市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針
《三次市 担い手農地集積推進計画》

三次市農業委員会
会長 橋本洋資

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、三次市農業委員会にかかる標記指針を次のとおり定める。

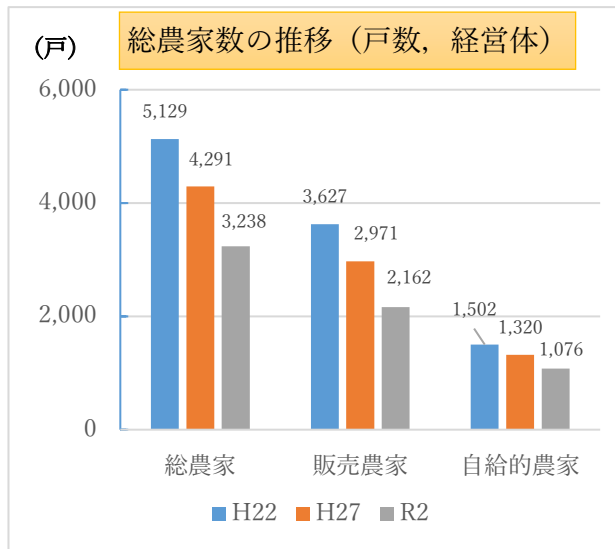
1 農業・農地の現状と課題

三次市の販売農家数は、平成22年の3,627戸から、令和2年の2,162戸と、この10年間で1,465戸減少している。また、基幹的農業従事者数(主に自営農業に従事している農業従事者)は、平成22年の3,232人から令和2年の2,372人と、860人減少しており、平均年齢は、平成22年の70.7歳から令和2年の72.4歳となり、従事者数の減少と高齢化が同時に進んでいる中で、農業の担い手確保への影響が懸念されます。(図1)

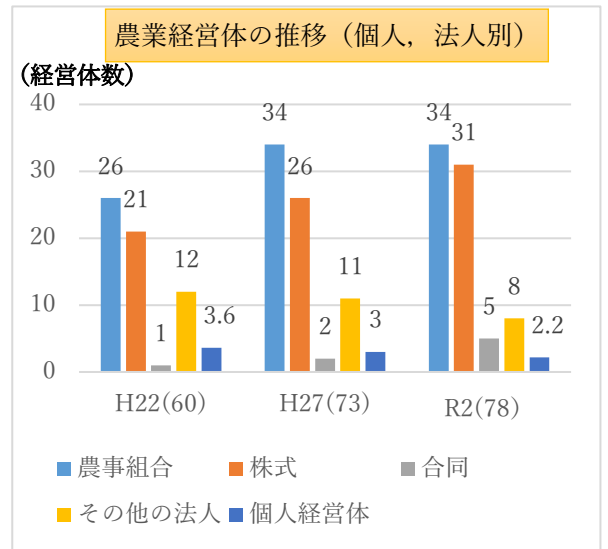
農業経営体数(個人経営体)は、平成22年の3,646経営体から令和2年の1,475経営体と割合で40%と大幅に減少しています。

一方で、法人経営体数は、平成22年の60経営体から令和2年の78経営体と増加しています。これは、農事組合法人をはじめ、株式会社や合同会社など会社経営も増えており、担い手の構造も個人から組織へと変わりつつあります。(図2)

(図1)



(図2)



認定農業者数は、平成22年の121経営体で、その内訳は、法人経営体が38経営体、個人の経営体が83経営体でしたが、令和2年は109経営体で、その内訳が、法人経営体が62経営体、個人経営体が47経営体と経営体が減少しています。

特に個人経営体が36経営体の減少となり、割合で45%と大幅に減少しています。(図3)
これは、高齢化等により認定を更新されていないものと考えられます。

一方で、新たに認定を受ける方も増加傾向にあり、今後も担い手の経営安定に向けた取組を進めていく必要があります。

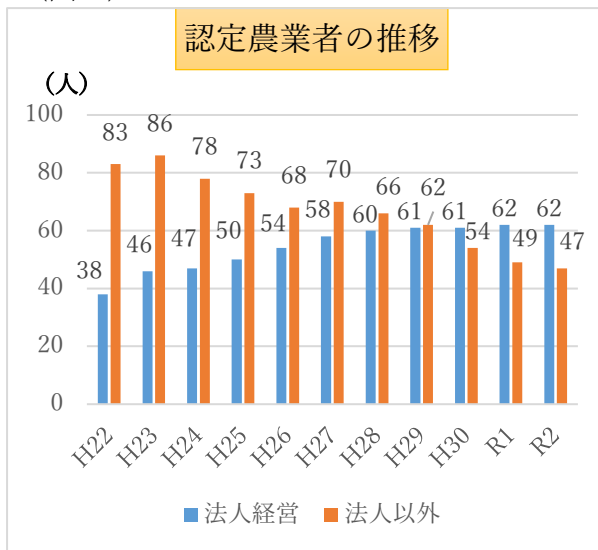
経営耕地面積は、平成22年の4,566haから令和2年の3,768haと、割合で17%減少しています。

一方で、経営耕地面積のうち借入耕作面積は、令和22年の1,616haから1,972haに増加しており、農地を借り受ける経営体の存在と役割はますます大きくなっています。(図4)
 現在、集落法人数、集積面積は、横ばいに推移しており、今後は、法人間連携や省力化技術の導入等による経営の効率化に取り組んでいく必要があります。

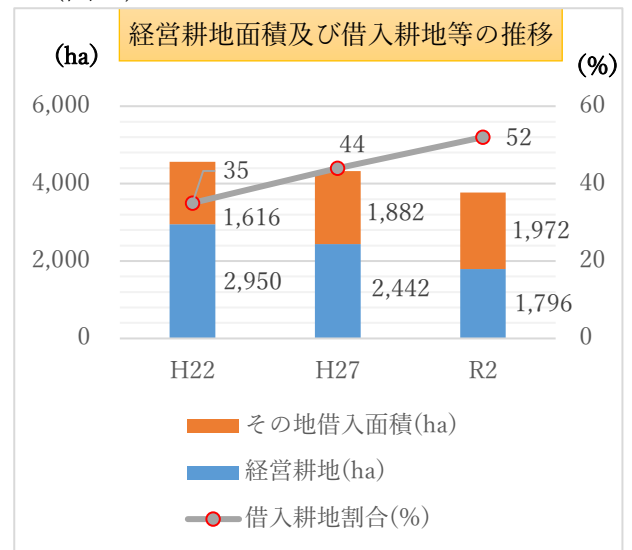
令和2年度の農地利用状況調査による遊休農地面積は、19haと、農地面積の5,830haの約0.3%を占めています。

今後、高齢化等により個人経営体の減少が予想される中、集落法人や認定農業者等の多様な担い手への集積・集約化を推進し、農地等の利用の最適化を進める必要があります。

(図3)



(図4)



2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地集積目標

担い手の農地利用面積シェア：41%(令和7年度) [三次市農業振興プラン]

※R2：1,960ha (シェア 33.6%) [耕地面積 5,830ha ぼ場整備済面積 3,899ha]

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

地域農業の将来について、話し合いを通じて作成する「人・農地プラン」をもとに、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積や農地の有効利用を促進する。

農地中間管理機構等の機関関係者と連携し、農地情報を集約化する体制を整備し、規模拡大を希望する担い手とのマッチング等、経営規模に応じた農地の集積を進める。

農地の有効利用や生産性の効率化、農地を保全するため、集落法人や認定農業者等への農地集積に対して支援する。

農地中間管理機構事業を活用した、担い手への農地集積を重点的に推進する地区別の取組計画を作成・共有し、それぞれの地区の状況に応じた取組を行う。

貸したい・借りたい農地の情報を次の手法により明らかにし、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地中間管理機構コーディネータと連携して、農地と担い手のマッチングを行う。

- ・全国農地ナビを活用しながら、農地所有者の意向の再確認や貸付農地の詳細な情報を把握し、リスト化する。
- ・借りたい農地の条件等、担い手の農地集積の意向を把握し、リスト化する。

3 担い手の育成について

(1) 認定農業者の育成目標 120 経営体(令和7年度) [三次市農業振興プラン]

※R2: 109 経営体 (法人経営 62 経営体, 個人経営体 47 経営体)

【数値目標】

内容	令和2年度	令和7年度	育成目標
法人間連携組織設立数(件)	0	2	2
認定農業者数(経営体)	109	120	11
農地集積率(%)	34.6	41	6.4

新規就農者の育成目標 22 人(令和7年度) [三次市農業振興プラン]

※R2: 23 人 (うち, Uターン者 14 人)

【数値目標】

内容	令和2年度	令和7年度	育成目標
認定新規就農者累計数(人)	23	45	22

(2) 担い手の育成に向けた具体的な取り組み方法

地域の実情に応じて農業経営の法人化を促し, 地域の担い手となる経営体の育成を支援する。

関係機関・団体, 認定農業者等のネットワークを通じて, 新規就農者への支援体制を強化するとともに, 新規就農者の育成に向けた相談活動に取り組む。

新たな担い手の受入を希望する地域や農業者と担い手をマッチングし, 地域や農業者が有する農地や施設, 栽培技術等の地域資源を継承する仕組みを構築し, 担い手の早期の経営安定につなげるとともに, 地域農業の維持・発展につなげる。

企業の農業参入による農地の有効利用や雇用の促進等, 地域の活性化につなげる。

人・農地プランを通じて, 地域の現況や将来を認識し, 地域外の新規就農者や企業などの担い手を含め, 地域で受け入れる意識の醸成を図る。

4 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 ▲10ha(令和7年度)

※2.5ha/年×4年間の遊休農地の解消(毎年遊休農地の約11%)

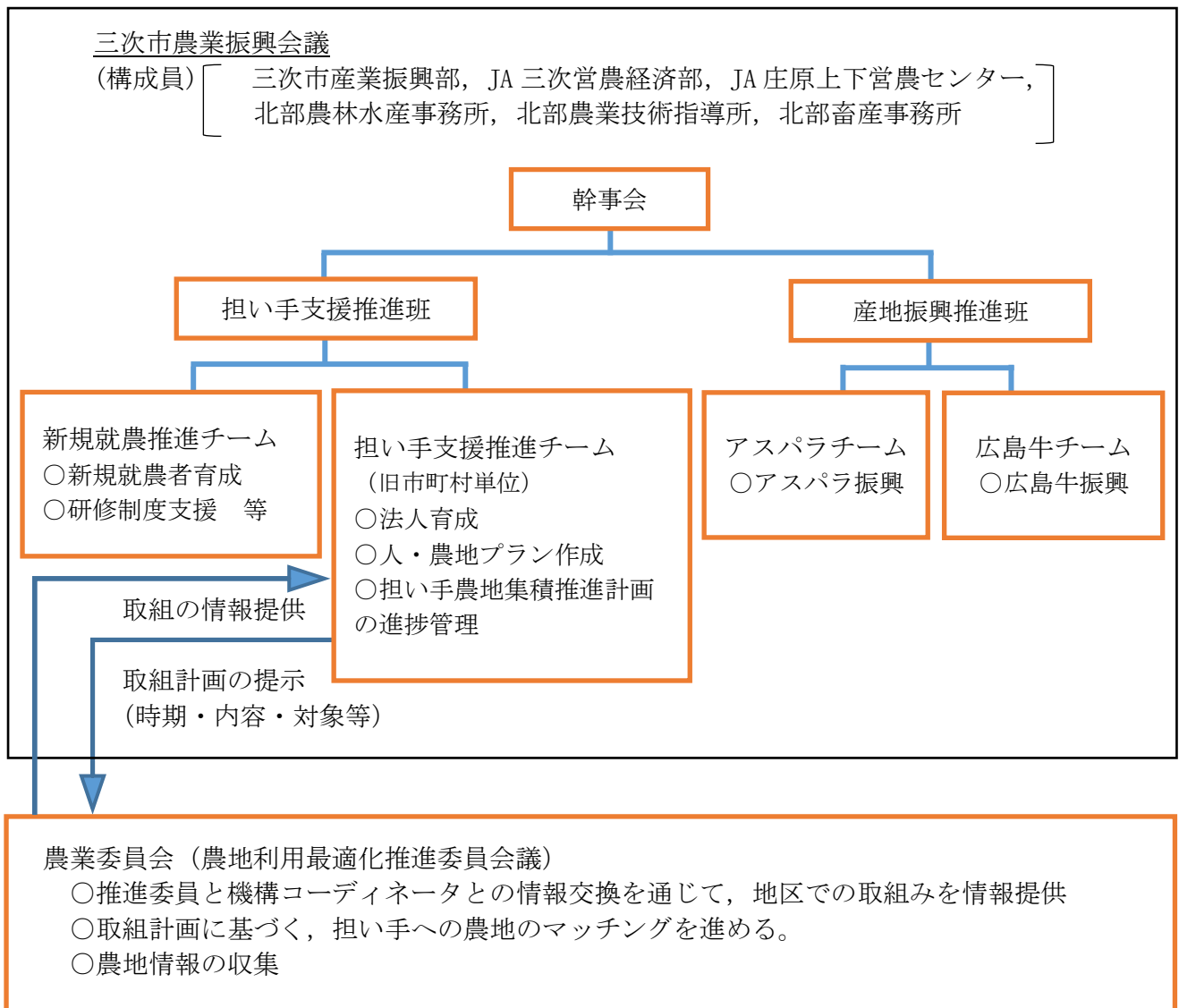
(2) 遊休農地の具体的な取り組み方法

農業委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロール(利用意向調査)及び農地利用意向調査を的確に実施するとともに, 利用できる遊休農地は, 農地中間管理機構等を活用し, 担い手への農地集積・集約化を進め, 利用できない農地は非農地化する。

人・農地プランの話合いなどを通じて, 離農を考えている農家や, 耕作者不在となるおそれのある農地所有者の意向を把握し, 担い手へのマッチングを行うことにより, 遊休農地の発生を未然に防ぐ取組を行う。

基盤整備済みの農地は残し, 山際の狭小農地のうち再生困難な土地については, 非農地判定するなど, 守るべき農地の仕分けを行う。

5 推進体制について



(1) 推進体制について

農業委員会 (農地利用最適化推進委員会議) と三次市農業振興会議担い手支援推進班が連携して担い手の育成を進める。

(2) 関係機関の主な役割

ア 農業委員会

農地利用意向調査等を通じて出し手の意向をリスト化するとともに, 受け手である担い手や新規就農者の意向を把握する。

出し手あるいは受け手のニーズを確認した場合は, 必要に応じて取組計画を作成し適切にマッチングする。

イ 産業振興部農政課

農地の出し手と受け手のマッチングに係る取組計画の総括的な進行管理を行う。

ウ 農地中間管理機構

コーディネータ等が担い手 (借受希望者) のニーズを把握し, 農業委員会の出し手の情報をもとに適切にマッチングする。

エ J A 三次, J A 庄原 (農地中間管理機構の業務受託)

農政課, 農業委員会と連携して, 出し手や受け手の掘り起しなどに取り組む。

- オ 北部農林水産事務所（農村振興課，農村整備第一課）
担い手支援推進チームの運営に関する農政課等への支援及び農業基盤整備事業，日本型直接支払制度と連携した地域への働きかけを行う。
- カ 北部農業技術指導所
経営指導等を通じて，担い手や農業者の農地意向を把握した場合に情報提供する。
- キ 北部畜産事務所
経営指導等を通じて，担い手や農業者の農地意向を把握した場合に情報提供する。